



# KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

## 企業法務チームが発足しました！

このたび、山下江法律事務所では、「企業法務チーム」が発足しました。メンバーは、副所長の田中伸弁護士を筆頭に、企業法務案件を比較的多く扱っている弁護士4名、秘書4名です。既に相続、交通事故、離婚チームも発足してお



企業法務チームの会議の様子

り、法律の専門家として質の高いサービスを心がけ、一層の研鑽に努めています。

企業法務チームのリーダー  
副所長・弁護士 田中伸からのコメント

このたび、企業法務チームが発足し、私がリーダーを務めることになりました。

チームのメンバーは、私のほか、笠原輔弁護士、加藤泰弁護士、齋村美由紀弁護士と秘書4名の総勢8名です。

企業法務の分野において、どのような法的サービスを提供できるか、メンバー全員で考え、皆様に満足いただけるように取り組んでいきたいと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

## 弁護士 ON・OFF

## 第 26 回

## 弁護士 笠原 輔

暑いですね。(この原稿を書いているのは、まだ8月上旬です。)私は暑いのは苦手です。エアコンの効いた部屋で独りビールを飲みながらアイスを食べるのが、数少ない夏の幸せです。発泡酒でも念じれば、きっとビールになってくれるはずです。世間では夏には楽しいイベントが多数あるという噂も聞きますが、きっと都市伝説に違いありません。

数少ない夏の幸せの時間ですが、いつの間にか仕事のことを考えてしまっていることも少なくありません。昔見た映画の中で、非常に仕事熱心な刑事に対して上司が、「いいか？ 刑事っていいのは、職業じゃねえ。『病気』なんだ。」と言って、仕事ばかりで生活を犠牲にしないようにと説教していたのが思い出されます。

空手と禅について書かれたある本によると、そもそも人間は考え事をしてしまいやすい性質を持

っていて、考え事はネガティブな方向に進んでしまいやすい性質を持っているそうです。そして、こうしたところから抜け出し、今現在に集中できる自分に変わっていくための方法としても、空手の型が役立つということが書かれています。

やはり空手は素晴らしいですね！！まだまだ修行です！！

(なお、本原稿中には映画や本についての記述がありますが、執筆にあたっては、それらを全く見直すことなく、完全に私の記憶に基づいて執筆しております。

そのため、記憶違いによる誤りを含んでいるかもしれません。)



夏の幸せ



## 弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第25回

### 下請法について（2）

#### 親事業者の禁止行為（続き）

※前号からの続きです。

#### 4 返品 of 禁止

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、瑕疵があるなど不良品を返品することはできますが、それ以外の場合に返品することはできません。ただし、通常の検査で発見できない瑕疵がある場合は、原則受領後6か月以内であれば返品できます（もともと、両者間で品質保証期間を最長1年以内と定めることができ、その場合は、同期間は返品可能です）。

#### 5 買ったたきの禁止

親事業者が発注に際して下請代金を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」に該当し違法となります。

#### 6 購入・利用強制の禁止

親事業者が下請事業者に対し、正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に購入させたり、サービス等を強制的に利用させて対価を支払わせたりすることはできません。

#### 7 報復措置の禁止

親事業者が、下請事業者が親事業者の下請

法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取り扱いをすることはできません。



#### 8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

親事業者が自己への給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を下請事業者の有償で支給している場合、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除（相殺）することはできません。

#### 9 割引困難な手形の交付の禁止

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割引引くことが困難な手形を交付することはできません。なお、手形期間については、公正取引委員会では、繊維業では90日、その他の業種では120日を超える期間については割引困難な手形と見なし、期間短縮を指導しています。



#### 10 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

親事業者が下請事業者に対し、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することはできません。

#### 11 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

親事業者が下請事業者に責任がないのに、給付の受領前に、発注書面に記載されている委託内容を変更して当初とは異なる作業を行わせたり、受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせて(やり直し)、それによって発生する費用を親事業者が負担せず、下請事業者を不当に害する場合は、下請法違反となります。

#### 下請法違反行為に対する措置

公正取引委員会は毎年定期的に親事業者・下請事業者双方から報告を求め検査・指導・勧告・警告を行っています。勧告した場合は原則事業者名などが公表されます。中小企業庁も下請違反行為について調査・指導を行っています。一定の違反行為に対しては、行為者個人と会社が罰せられることとなります。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

## 事務局コラム 第26回 「しまなみ旅」

O. K

暑さが続く中、しまなみ海道へ日帰り旅をしてきました。今回の目的は多々羅大橋。尾道大橋、因島大橋、生口橋を通して、目的の多々羅大橋へ向かいました。自転車での横断を考えていましたが、あまりの暑さに断念しました。お天気は恵まれすぎるほどの快晴で、日差しと大格闘でしたが、暑さの中でも海辺の風は心地よかったです。お昼は調べていた道の駅で多々羅大橋を眺めながら海鮮丼をいただくことができ大満足でした。

道の駅の近くに、書家として活躍した村上三島の記念館があり、立ち寄ってみたのですが、これが予想以上に見応えのあるものでした。少し前まで書道を習っていましたが、最近では休憩中になっていたの、再開する良いきっかけになりそうです。

帰りは因島へ行き、お気に入りのジェラートを食べました。ここのジェラートは冬でも食べたくなるおいしさで、地元のオレンジやレモンを使ったジェラートが特徴です。自然な甘さがすきで近くに行ったときは必ずと言って良いほど立ち寄ります。

もう少し涼しくなってきたら次は自転車での横断にチャレンジしたいと思っているので、自転車通勤でしっかり体力づくりをしておきたいと思います。



道の駅からの景色



## 法律事情なう

### ◆第12回企業法務セミナー・懇親会開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。※懇親会も同時開催します！



平成26年9月25日(木)

《セミナー》18:30～19:20

《懇親会》19:30～21:00

講師 副所長・弁護士 田中伸  
“時効にかけない債権管理術”

会場:TOWANI(中区上八丁堀4-1)

受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

(一般の方で懇親会のみ参加 5,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

### ◆「イクメン企業同盟」のPVが公開されました！

所長・山下江は、湯崎英彦広島県知事をメンバーに含む「イクメン企業同盟ひろしま」に参加しています。イクメン企業同盟ひろしまの公式サイトで、山下江も出演するプロモーションビデオが公開されました！ぜひ一度ご覧ください。



☞<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/ikumen>

### ◆「THE プロフェッショナル広島」に掲載

所長の山下江が、広島近郊を拠点に活躍するスペシャリストを紹介するサイト「THE プロフェッショナル広島」(株式会社ソアラサービス運営)に掲載されています。

☞<http://www.so-so.co.jp/>



### ◆相続サイトに「相続問題 Q&A」ページを追加

相続問題専門サイトに「相続 Q&A」のページを追加しました。よくある質問に対してわかりやすく回答しています。☞<http://www.hiroshima-sozoku.com>



### ◆「リフレッシュ瀬戸内」(海浜清掃)に8名参加

呉市音戸町(倉橋島)の大浦崎海岸にて、呉市主催の「リフレッシュ瀬戸内」(海浜清掃)があり、当事務所からは8名が参加しました！

所長・山下江はNPO法人瀬戸内里海振興会の理事長を務めており、美しい瀬戸内を守る活動に積極的に取り組んでいます。☞山下江のブログ 7/8をご参照ください。



**お知らせ** 次回より、企業法務セミナーの開催月とKAIROBIMONTHLYの発行月を変更いたします  
企業法務セミナー開催月→3月, 7月, 11月の第4木曜日  
KAIROBIMONTHLY(海路隔月版)発行月→1月, 5月, 9月の年3回



山下江法律事務所  
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652 / E-MAIL：info@law-yamashita.com

予約電話受付：7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜 10時～17時